

# 上越都市計画

## 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

令和7年3月

新潟県



## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

本文のみを都市計画決定することとし、参考図面（附図、参考図）は都市計画決定の対象としない。

なお、本文中の参考図面についての記述は、参考のため掲載するものである。

# 目 次

## I 都市計画の目標

- 1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 範囲及び規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 当該都市計画区域における都市づくりの方針・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 当該都市計画区域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 当該都市計画区域の都市づくりの目標・・・・・・・・・・ 2

## II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 市街化区域の規模及び配置の方針・・・・・・・・・・ 4

## III 主要な都市計画の決定の方針

- 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 5
  - (1) 市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 市街化調整区域の土地利用の方針・・・・・・・・・・ 7
- 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 9
  - (1) 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 11
  - (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 13
- 3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 13
  - (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針・・・・・・・・・・ 13
  - (2) 市街地整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 14
  - (1) 自然的環境の整備又は保全の方針・・・・・・・・・・ 14
  - (2) 主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・・・・・ 16
  - (4) 主要な緑地の確保目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 都市防災に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 17
  - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (2) 都市防災に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 都市景観に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・ 19
  - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - (2) 都市景観に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 7 環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 20
  - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
  - (2) 環境負荷の低減に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

# 上越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## I 都市計画の目標

### 1 基本的事項

#### (1) 目標年次

上越都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次は令和12年とする。

#### (2) 範囲及び規模

本都市計画区域は、新潟県の南西部に位置し、上越市の一部によって構成される単独の都市計画区域である。

本区域の範囲及び規模は次のとおり。

都市計画区域名	市町村名	範囲	規模
上越 都市計画区域	上越市	行政区域の一部	26,063 ha
計			26,063 ha

### 2 当該都市計画区域における都市づくりの方針

#### (1) 当該都市計画区域の概況

##### ①都市の形成状況

本都市計画区域の西部には広大な丘陵地、山地が広がっており、海岸部と合わせて久比岐県立自然公園に指定されている。本区域中央を関川が縦断し、北側の日本海へと注いでいる。

市街地は、関川の河口付近の直江津市街地と中流の平野部の高田市街地を中心に連続して形成されてきた。また直江津から頸城区、大潟区へと連続して海岸沿いに市街地が形成されている。また、南部は妙高市市街地と、東部は柿崎区市街地とそれぞれ連なって形成されている。

市街地の東側には水田地帯が広がっており、その中に集落が点在して形成されている。

##### ②都市の成り立ちと近年の動向

本都市計画区域は、奈良時代に国府が置かれ、北国街道と北陸道を

結ぶ交通の要衝として栄えてきた。また、高田地区は城下町として、直江津地区は港町として発展してきた。

平成17年に14市町村が合併し、現在の上越市となった。

本区域は、平成27年3月に開業した北陸新幹線や北陸自動車道、上信越自動車道の整備により、新潟市や長野県、富山県などの隣県をはじめ関東、関西地方とも広域的な高速交通ネットワークが形成されている。また、ほくほく線、妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR信越本線、国道8号、18号、その他多くの国県道によって、柏崎市、十日町市、妙高市、糸魚川市方面などを結ぶ交通ネットワークが形成されている。

産業面においては、頸城区に県営南部産業団地が形成されている他、上越IC周辺や大潟スマートIC周辺、直江津港周辺には交通利便性を活かした工業、流通業務地が形成されている。さらに、地域の新しい玄関口となる上越妙高駅周辺では、交通利便性を活かした商業、業務機能の集積を進めている。

大潟区では、豊かな自然環境や歴史資源を活用した公園緑地として、大潟水と森公園の整備が進められ、レクリエーションの場として活用が図られている。

重要港湾直江津港においては、火力発電所やLNG受入基地が稼働し、広域的なエネルギー供給基地としての重要な役割を担っている。

現在、地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」の整備に加えて、上信越自動車道の4車線化が進められており、交通結節点としての優位性がさらに高まることが予想されている。

本区域を構成する上越市の人口は、本県人口のピークであった平成7年における国勢調査結果の約212千人と比較し、平成22年では約204千人となり、人口減少に転じている。また、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、約19%から約27%に推移している。今後、人口減少や高齢化の進行が想定されることから、生産年齢人口や税収の減少により、将来、都市機能の維持が困難となっていくことが懸念される。

## 参考図面 附図－1：都市構造図

### （2）当該都市計画区域の都市づくりの目標

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

地域の状況を踏まえ、本都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

#### ①高次都市機能の充実

都市機能の充実により、都市の魅力や活力を高め、拠点性の向上を目指す。また、各拠点を広域的なネットワークで結ぶことにより、拠点間の連携の強化を目指す。

さらに、今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。

### ② 恵まれた広域交通ネットワークを活かした交流の促進

恵まれた広域交通ネットワークを活かし、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、圏域内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

### ③ 特徴的な自然環境の保全と活用

山岳から海岸まで変化に富んだ自然環境、豊かな田園や森林、水辺空間を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農山漁村の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

### ④ 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

地震、水害、津波、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

## Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1 区域区分の有無

本都市計画区域は区域区分を定める。

本区域は昭和59年から区域区分を定めており、上越圏域の広域拠点として都市機能及び人口が集積し、交流や産業などの多様な都市活動が展開している。さらに今後も都市的土地利用が見込まれることから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を定める。

### 2 区域区分の方針

区域区分は、都市計画法に規定する「都市計画に関する基礎調査」を基にして、人口や産業規模の推計を行い、その見直しの必要性を判断する。

#### (1) 人口

本都市計画区域における令和12年の人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成27年	令和12年
都市計画区域内人口		147千人	おおむね 136千人
市街化区域内人口		125千人	おおむね 118千人
市街化調整区域内人口		22千人	おおむね 18千人

・令和12年の市街化区域内人口には保留人口を含まない。令和12年の人口は、平

成27年の国勢調査結果を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に算定している。

## (2) 産業

本都市計画区域における令和12年の産業の規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		平成27年	令和12年
生産規模	工業出荷額	4,269億円	5,281億円
	卸小売販売額	3,798億円	3,297億円

・工業出荷額及び卸小売販売額は、工業統計調査、商業統計調査及び経済センサスの過去の傾向を基に推計。なお、工業出荷額は政策的要素を加味している。

## (3) 市街化区域の規模及び配置の方針

市街化区域は、市街地に配置すべき人口、産業を適正に収容できる規模とする。

市街化区域の規模の設定については、「都市計画に関する基礎調査」を踏まえ、人口及び産業の見通しに基づき、必要な面積を算定し、その範囲内で行う。

この場合、市街化区域内において未利用、低利用となっている区域については、必要な規制誘導策を講じて有効な利用を図り、低未利用地を多く残したままでの市街化区域の拡大は行わない。

なお、新たに市街化区域を配置する場合には、市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件に配慮し、かつ計画的、一体的な市街地形成の見通しを判断し、適正に行う。

また、市街化区域内の土地のうち、今後も営農が継続されることが確実と認められるなど市街化区域に含めないことが望ましい土地の区域については、市街化調整区域への編入を検討する。

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年次	令和12年
市街化区域面積	おおむね 4,474ha

(保留面積は含まない。)

### Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

#### 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 市街地の土地利用の方針

###### ① 基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

###### ② 主要用途別の土地利用の方針

###### ア 業務地

業務地は、行政、金融などの業務機能が集積する地区である。適切な密度構成に従って関連施設の集積を促進し、また、既存の都市基盤、公共交通の有効な活用を考慮して業務地を配置する。

春日山駅周辺の春日山地区及びリージョンプラザ上越周辺の藤野新田地区は、上越圏域の中心業務地としての土地利用を図る。

###### イ 商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や、鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

高田駅周辺地区及び直江津駅周辺地区は、商業機能の集積により市街地の活性化を図るため、土地利用の効率化などを促進する。

上越妙高駅周辺地区は、本都市計画区域への新しい玄関口として、恵まれた交通利便性を活かして商業業務機能を中心とした土地利用を図る。

J R信越本線の駅周辺の商業地は、地域住民のための日常的な買い物の拠点として活性化を図る。

###### ウ 工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合

を図り配置する。

県営南部産業団地は、流通業務機能を併せ持つ産業団地として、企業の新規立地を図る。

その他既存の工業地は、引き続き産業の拠点として維持増進を図る。

直江津港及びその周辺地区については、都市圏の活力を支える重要な工業、物流の拠点として機能の充実を図る。

## エ 流通業務地

流通業務地は、流通業務施設を集積させることにより、都市内交通の混雑緩和及び物流の効率化を目的とした、広域的な物流の拠点となる地区である。広域交通網を有効に活用した基盤整備を推進し、流通業務機能の強化を図るとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し配置する。

直江津港地区、上越 I C 周辺地区及び上越高田 I C 周辺地区については、交通利便性を活かし、広域的な流通業務の拠点として機能充実を図る。

寺インターチェンジ周辺地区については、必要に応じて、周辺の土地利用との調和を図りつつ、地域高規格道路インターチェンジ隣接地という広域交通結節点の立地条件を活かした土地利用を検討する。

## オ 住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

都市基盤が整っているまちなかにおいては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

まとまりのある低層住宅地を形成している地区は、優れた居住環境の維持を図る。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

## ③特に配慮すべき課題等を有する市街地の土地利用の方針

### ア 土地の高度利用に関する方針

高田駅周辺地区は、上越圏域の商業地として、また多様な都市機能を備えた都市拠点として、機能集積、土地の高度利用を図る。

直江津駅周辺地区では、既存の都市機能の維持・更新やまちなかへの機能配置を誘導する。

### イ 居住環境の改善又は維持、保全に関する方針

直江津駅周辺の住宅地では、空洞化や空き家の増加などを考慮し、

建て替えや利用促進などによって、ゆとりある生活空間の確保と、地域の活性化に向けた市街地形成に努める。

高田駅周辺の既成市街地は、集積した都市機能やまちの歴史的価値をさらに高めるためのまちなみ保存・活用に努める。

## ウ 面整備等による一体的市街化の方針

市街化区域に編入した地区のうち、次の一団の地区については、今後、面整備事業及び地区計画の策定などによる一体的な市街地形成を促進する。

- ・土橋地区

参考図面	附図－２：市街地の土地利用方針図 参考図－１：市街地の土地利用現況図
------	---------------------------------------

## (2) 市街化調整区域の土地利用の方針

### ①基本方針

市街化調整区域では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

#### ア 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する

- ・森林や湖沼などのすぐれた自然や生態系の保全を図る。
- ・優良な農地を保全し、良好な営農環境の確保を図る。
- ・美しい田園風景や自然景観を地域の財産として継承する。

#### イ 良好な集落環境の維持及び形成を図る

- ・地域固有の特徴ある集落環境を保全し、継承する。
- ・コミュニティの総意による計画的な里づくりを支援する。
- ・地域の農業や文化・景観を活かした都市と農村との交流の場づくりや連携の強化を支援する。

#### ウ 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る

- ・水害、土砂災害、津波、雪害などの自然災害により被害の危険性のある区域での開発を抑制するなど、計画的な土地利用を図る。
- ・土地利用の混在や環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、良好な居住環境の形成を図る。
- ・将来の都市づくりに支障とならないよう、計画的な開発誘導を図る。

### ②地域区分別の土地利用の方針

土地利用の状況及び将来の方向性を踏まえた地域区分別の土地利用の方針を次に示す。

## ア 自然地域

春日山から金谷山、南葉山にかけての西部中山間地域や海岸線の樹林地は、重要な自然資源及び貴重な景観資源となっている。これらの良好な自然環境を、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。

また、本都市計画区域中央を流れる関川など河川の周辺は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

## イ 農業地域

本都市計画区域東部の田園地域は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、うるおい空間の提供、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。

## ウ 集落地域

市街地郊外に広がる田園地域の中には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

また、人口減少などにより地域の活力が低下している集落地では、農林漁業との調整を図った上で市街化調整区域地区計画を活用することなどにより、集落の活性化、地域コミュニティの維持、再生に向け、地域の総意による主体的な取組みを支援する。

## エ 特定地域

既に工業団地として整備されている地区などについては、今後とも周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を行う。

参考図面	附図－４：自然的環境の整備又は保全に関する方針図 参考図－２：市街化調整区域の土地利用現況図
------	---

### ③計画的な開発誘導の方針

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、当該地域における開発は、自然環境、営農環境の保全とともに将来の土地利用上の支障とならないよう特に配慮しなければならない。

ただし、人口及び産業の見通し、市街地の土地利用状況などから、新たに市街地の拡大が必要な場合には、農林漁業と調整を行い、市街化区域編入を前提として計画的かつ一体的な市街地形成を図る。

### ④災害防止のための開発抑制の方針

市街化調整区域には、水源のかん養や土砂流出防備、急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持つ林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全する。

また、災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携

して、既存建物の区域外への移転・誘導を検討する。

## 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ①交通体系の整備の方針

##### ア 基本方針

###### a 人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークを形成し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

###### b 暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

#### イ 本都市計画区域における整備の方針

##### a 交通ネットワークに関する方針

本都市計画区域は、北陸自動車道、上信越自動車道と4つのICを有し、魚沼地域との交流促進を図る地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」の整備も進められている。また、上越市を中心に国道8号直江津バイパス、国道18号上新バイパス、国道253号、350号、405号などが放射状に延び、上越市街地内では県道などの幹線道路がこれらの放射状の道路を補完しながら梯子状の道路網を形成している。

さらに、重要港湾である直江津港を有し、北陸新幹線、JR信越本線、ほくほく線、妙高はねうまライン、日本海ひすいラインが配置されている。

今後、高速道路や北陸新幹線などの高速交通体系から直江津港などの拠点、鉄道駅などへの交通利便性を高めるとともに、都市間の連携を強化するため、拠点相互のアクセスの向上を図り、円滑な交通ネットワークの形成を図る。

##### b 公共交通に関する方針

主要な鉄道駅やバス停では、パークアンドライド施設の整備を進めるなど交通需要に応じた総合的な施策を展開し、都市交通の円滑化を図る。妙高はねうまライン・日本海ひすいラインやほくほく線は、関係者が一体となって利用を促進し、沿線の活性化を図る。

公共交通の利便性、快適性の向上を図るため、バス乗り場などの交通結節点の整備や利用環境の改善などを推進する。

### c 全ての人にやさしい交通に関する方針

今後、自動車を運転できない高齢者の増加が見込まれることから、市街地では、徒歩や自転車、バス、鉄道等により円滑に移動できる都市構造を目指す。そのため、高齢者や児童、障害者、外国人など全ての人が安全で容易に移動できる、ユニバーサルデザインの考えに基づいた施設整備を推進する。

また、まちづくりと連携して歩行者及び自転車の移動空間の確保やネットワーク化を図ることにより、にぎわいと魅力ある移動環境の創出を目指す。

### d 防災性の向上に関する方針

都市における道路は、災害時の延焼遮断帯となるとともに、避難路や救助活動・物資輸送路となることから、地域防災計画と連携した計画的な配置を行う。特に、緊急輸送道路等の重要な道路については、耐震化やネットワーク化を推進する。

また、直江津港は緊急輸送ネットワークの結節点となることから、既存の耐震強化岸壁の計画的かつ効率的な維持管理を図る。

さらに、高度経済成長期に建設された多くの交通施設の高齢化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理・更新により、交通ネットワークの安全性・信頼性の確保を図る。

### e 道路ネットワークの再編に関する方針

社会経済情勢の変化に応じ、長期にわたって未整備となっている都市計画道路の見直しを行っている。今後も必要に応じ、将来都市像の実現に向けた道路ネットワークの再編を行い、効率的・効果的な整備を推進する。

## ② 主要な施設の配置の方針

### ア 広域幹線

高速交通体系の一翼を担う広域幹線として、北陸自動車道、上信越自動車道を位置付け、上越魚沼地域振興快速道路を配置する。また、広域的な交流や連携の促進を図る広域幹線として、国道8号、18号、253号、292号、350号、403号、405号を位置付ける。

### イ 都市内幹線

都市内幹線として、本都市計画区域内の交通の円滑化を図るとともに広域幹線を補完し、本区域内を有機的にネットワークする県道上越安塚柏崎線、柿崎小国線、新井柿崎線、高田停車場線、上越安塚浦川原線、柿崎牧線、上越新井線、上越頸城大潟線、大潟高柳線、上越高田インター線、名立谷浜インター線などを位置付ける。

### ウ 交通結節点

交通結節点である上越妙高駅、高田駅、直江津駅、バス乗り場などは、駐車・駐輪場、アクセス道路、パークアンドライド施設や待合施設など周辺環境の整備・改善を進め、公共交通の利用が促進されるよ

う利便性向上を図る。

参考図面 附図－３：交通ネットワーク図

③主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、都市計画決定している国県道のうち、現在整備中の箇所は次のとおり。

路線名	市町村名	整備区間	整備理由
1.1.1 上越魚沼線 (国道253号)	上越市	寺～三和区 本郷	広域交通の円滑化、
3.1.37 上新バイパス (国道18号)	上越市	中郷区市屋～ 上越市下源入	広域交通の円滑化
3.2.13 黒井藤野新田線 (県道小猿屋黒井停車場線)	上越市	頸城区西福島 ～上越市福橋	都市内交通の円滑化
3.2.101 国道8号線 (国道8号)	上越市	大潟区犀潟～ 虫生岩戸	広域交通の円滑化
3.3.2 直江津バイパス線 (国道8号)	上越市	黒井～夷浜	広域交通の円滑化
3.4.16 薄袋荒町線 (県道上越脇野田新井線)	上越市	大和1～2丁目	都市内交通の円滑化
3.4.47 脇野田岡原線 (県道上小沢上越妙高停車場線)	上越市	脇野田～中箱 井	都市内交通の円滑化
3.4.48 黒田脇野田線 (県道後谷黒田上越妙高停車場線)	上越市	大和5丁目～ 大和6丁目	都市内交通の円滑化

(平成28年4月現在)

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

ア 下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化により浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域では、公共下水道の整備を進めている。今後も土地利用の動向や人口分布状況と十分に整合を図り、事業効果の高い地域から順次整備を進める。また、集落排水施設、合併処理浄化槽などの

汚水処理施設との整合を図りながら計画的な下水道の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

## イ 河川

本都市計画区域内には関川、矢代川、保倉川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

### ② 主要な施設の整備目標

#### ア 下水道

新潟県汚水処理施設整備構想に基づき、計画的・効率的な整備を促進する。

本都市計画区域において整備中、または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
下水道	上越市公共下水道

(平成28年4月現在)

## イ 河川

関川水系河川整備計画など、本都市計画区域に関係する河川整備計画を踏まえ整備を推進するほか、その他の河川においても必要性に応じ効果的かつ計画的な整備を図る。

本区域における一級・二級河川のうち、整備中または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
河 川	戸野目川（上越市門田新田～吉岡） 潟川（頸城区西福島～石橋新田） 飯田川（上越市中真砂～四辻町） 谷内川 桑曾根川（上越市石川～三和区山高津） 錦川 儀明川 儀明川（ダム）（上越市向橋） 矢代川（上越市石沢～西田中） 関川 保倉川

（平成28年4月現在）

### （3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針

#### ①基本方針

都市における生活の高度化、多様化、住民意識の高まり及び都市活動の活発化に対応するため、都市生活を営むうえで必要不可欠なその他の都市施設のうち、恒久的な性格を有するものを広域的な影響や役割に配慮しながら都市計画に定める。

また、老朽化した都市施設等については、その役割や地域のニーズの変化、施設の特性及び関連施設との連携等を総合的に勘案し、再編統合も視野に入れながら、効率的かつ効果的な配置や維持・更新を図る。

## 3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### （1）主要な市街地開発事業の決定の方針

#### ①市街地整備の方針

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、都市のにぎわいの拠点となるべき地区である。土地利用の整序や高度利用、道路や公園等の公共公益施設の整備を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図る。また、都市の拠点となる地区に、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても安心・快適に生活できる都市環境の形成を図る。

さらに、地震発生時に建築物の倒壊や延焼など多大な被害の発生が想定されることから、建築物の耐震化及び不燃化の促進、オープンスペースの確保など、災害に強い都市づくりを推進する。

今後、空き地・空き家・空き店舗の増加など中心市街地の空洞化、歴史的なまちなみの保存、時代のニーズに応じた拠点づくりなど、地

域の課題や特性に応じた市街地整備を推進し、必要に応じた市街地開発事業等の活用を検討する。

## ②市街地開発事業の方針

本都市計画区域では、昭和30年代から土地区画整理事業が実施されており、この結果、都市基盤の整った良好な開発が図られてきた。また、市街地再開発事業により市街地の高度利用が図られている。しかし一方では商業を取り巻く環境の変化や、中心部の人口減少と高齢化などを背景に、市街地の衰退、空洞化といった問題が現れている。そのため、これからの時代のニーズに対応した市街地活性化のための拠点づくりが課題である。また、木造建築物が密集した地域では、防災性の向上と、まちなみの維持が課題となっている。

今後は、都市機能の更新、居住環境の向上、オープンスペースの確保などを図るため、周辺の良い環境に配慮しながら市街地整備を検討するとともに、必要に応じて市街地開発事業、地区計画等の導入を検討する。

市街化区域に編入した地区などのうち、未利用地が多く残っている地区においては、快適で利便性の高い居住環境を確保するため、市街地開発事業、地区計画などを推進し、未利用地の整序を図る。

## (2) 市街地整備の目標

### 土地区画整理事業

本都市計画区域において現在整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

地区名	市町村名	事業主体	主要用途	面積(ha)	摘要
上越市新幹線新駅地区	上越市	上越市	業務	28.5	整備中
上中田北部地区	上越市	組合	業務	16.3	整備中
土橋第二地区	上越市	組合	業務	15.3	着手予定

(平成28年4月現在)

※5ha以上の土地区画整理事業を対象とした。

参考図面 参考図-3：市街地開発事業に関する整備位置図

## 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### (1) 自然的環境の整備又は保全の方針

#### ア 基本方針

都市における公園、緑地、河川等の自然的環境は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、動植物の生息・生育環境、騒音・

振動などの都市公害の防止やヒートアイランド現象など都市環境の緩和、災害時の避難地および防災拠点の役割、うるおいある良好な都市景観の形成など、都市を形づくる上で重要な役割を有している。またこれらは地域独自の生活や文化、歴史、気候、風土等と密接に関連しており、自然と人、人と人、人と地域を繋ぐ役割も果たしている。

四季の変化に富んだ豊かな自然的環境を、かけがえのない地域資源として保全及び活用していくことにより、文化的で健康的な都市生活を実現するとともに、自然的環境と調和した豊かな都市づくりを目指す。

## イ 本都市計画区域の整備又は保全の方針

本区域の西部は久比岐県立自然公園を経て妙高連山に連なる丘陵・山地であり、すぐれた自然環境を有する。また関川、保倉川、矢代川などの河川、日本海の海岸線についても、豊かな自然環境を有している。

これらの市街地を取り囲む樹林地や水辺により水と緑のネットワークを形成し、これを基幹として広域的な公園などを有機的に結びつけ、生態系の維持に配慮しながら都市と自然の共生を目指す。

## (2) 主要な緑地の配置の方針

### ①環境保全系統

久比岐県立自然公園に指定されている南葉山や金谷山、春日山、湯殿山などの西部丘陵地帯、池沼と周辺の松林が一带となっている大湊区南部、海岸線の砂浜や海岸林、関川や矢代川、保倉川などの河川緑地、また自然環境保全地域である五智公園や二貫寺の森は、地球温暖化の抑制や多様な動植物の生息・生育環境として保全を図り本区域の緑地系統の骨格とする。また、都市のヒートアイランド対策として、街路樹、公園等の公共空地や建築物周辺の緑地についても、保全・形成を図る。

### ②レクリエーション系統

広域レクリエーション需要に対応する拠点として、県立大湊水と森公園を配置し、整備及び機能の維持・充実を図る。

住民のレクリエーション需要に対応する公園として、高田公園、五智公園、スポーツ公園、上越総合運動公園などを配置し、機能の維持・充実を図る。また、市街地を取り囲む緑地として、関川、保倉川及び青田川などの河川空間の保全と活用を図る。

### ③防災系統

地震、火災などの災害時における安全性の確保を図るため、地域防災計画との連携を図りつつ、都市公園などの計画的な配置に努める。また、広幅員道路や河川などは、火災の延焼遮断帯や災害時の避難経路として位置付け、ネットワーク化と緑化を目指す。

海岸線沿いの樹林地は、防風、防砂等の機能を果たしており、その

保全に努める。

#### ④ 景観構成系統

久比岐県立自然公園に指定されている西部丘陵地の山並みや雄大な日本海など、本都市計画区域の縁辺部に位置する丘陵地及び市街地を取り囲む田園風景は、区域全体の空間を構成する重要な景観資源として保全する。

本区域内を流れる関川、矢代川、保倉川などの河川は、都市景観の骨格を構成する緑地と位置付け、その周辺地域では豊かな水辺景観の形成を推進する。

海岸沿いのクロマツ林や田園地帯に見られる屋敷林、湖畔林など地域の特徴的な郷土景観を形成している緑を保全する。

市街地内及び周辺に分布する既存の公園や街路樹、住宅地の生け垣等の身近な緑地についても、都市生活にうるおいを与える良好な景観要素として保全・形成を図る。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

#### ① 公園緑地等の配置方針

都市公園などの施設として整備すべき緑地の配置方針は次のとおり。

種 類	配置方針の概要
住区基幹公園	主として街区、近隣住区、徒歩圏域それぞれに居住する者の利用を想定し、必要な規模の都市公園を系統的に配置する。
都市基幹公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園、及び都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とし、運動公園を配置する。 総合公園として高田公園、五智公園などを配置し、住民の憩いの場及びレクリエーション拠点として機能の維持・充実を図る。 運動公園としてスポーツ公園、上越総合運動公園などを配置し、住民のスポーツ活動の拠点として機能の維持・充実を図る。
大規模公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、広域公園を配置する。 上越地方生活圏の中での中核的な公園として、県立大湊水と森公園を配置し、機能の維持・充実を図る。

その他	<p>その他の公園として、たにはま公園、金谷山公園、上越市市民の森などを配置し、機能の維持・充実を図る。</p> <p>その他の緑の拠点として、適正に広場、運動場などを配置する。</p> <p>水と緑の環境軸として、関川、矢代川、保倉川などの主要な河川及び海岸線を位置付け、水と緑のネットワーク形成を図る。</p>
-----	---

(平成28年4月現在)

## ②風致地区等の指定の方針

良好な自然的景観の保全などを図る観点から、必要に応じ風致地区などを指定する。

### (4) 主要な緑地の確保目標

本都市計画区域において、整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

市町村名	種別	名称
上越市	総合公園	高田公園
上越市	総合公園	五智公園
上越市	運動公園	上越総合運動公園
上越市	その他	たにはま公園

(平成28年4月現在)

\* 10ha以上の公園緑地を対象とした。

参考図面 附図-4：自然的環境の整備又は保全に関する方針図

## 5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

住民の安全・安心な暮らしを実現するため、地域防災計画と連携し、災害に強い都市づくりのための総合的な施策を展開する。

災害の発生するおそれのある土地について、被害の防止・軽減に向けた土地利用の誘導等を行うとともに、延焼遮断帯や避難・救助活動拠点の配置、避難路のネットワーク化や緊急輸送道路の整備など、災害に強い都市構造を目指す。

近年では大地震が発生したり、局地的・集中的な豪雨が多発したりしていることから、想定を超える災害に対して生命を守る対策を推進するとともに、災害時の都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図る。

木造建築物が密集し、道路が狭隘な防災上の危険性の高い市街地の

防災対策の推進や、自然災害に対する住宅の安全性の向上など、災害に対して安全・安心な住環境を目指す。

## (2) 都市防災に関する方針

### ① 災害防止のための土地利用の規制・誘導

都市及びその周辺には、水源のかん養や土砂流出防備、急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持った林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全する。

災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討する。特に、学校や社会福祉施設等の要配慮者利用施設の立地にあたっては、被害の防止・軽減のため、立地場所の安全性、避難路、避難場所等を踏まえたものとなるよう誘導していく。

宅地造成に伴い、災害の危険がある場合は、必要に応じ宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を検討する。

### ② 水害・土砂災害・津波・雪害の対策の推進

本都市計画区域は河川流域に市街地が形成されていることから、豪雨に伴う河川はん濫、津波による被害なども懸念されている。また、都市化の進展や集中豪雨の増加など、市街地における水害の危険性が高まっている。

さらに、本区域東部などには、土砂災害の発生のおそれのある地区が多く存在している。また、本区域は、特別豪雪地帯に含まれており積雪が多いことから、冬期の交通障害や雪崩の危険性も有しているとともに、区域周辺には新潟焼山と妙高山の2つの活火山があり、火砕流や融雪型火山泥流などによる被害をもたらすおそれがある。

このため、河川・海岸施設、下水道施設、治山・砂防施設、防雪施設等の計画的な整備により災害に対する安全性の向上を図るとともに、ハザードマップなど避難に役立つ情報発信により住民の防災意識の醸成に努め、災害に対して安全なまちづくりを推進する。

### ③ 防災拠点の整備とネットワーク形成

災害時の円滑な避難・救助活動や早急な都市活動の復旧を円滑に行うため、緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の強化を図る。また災害時の避難・物資輸送・備蓄の防災拠点となる都市公園や公共公益施設等を計画的に配置するとともに耐震化など防災機能の充実を図る。

災害時の県や他市町村との情報伝達手段の確保、相互支援体制の構築など、円滑な復旧活動に向けた体制づくりに努める。

### ④ 安全・安心な住環境の実現

上下水道等のライフラインについて耐震化や機能補完を促進し、災

害時の住民生活や経済活動の維持・継続を図る。

木造建築物が密集している市街地などにおいては、建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保や緑化を推進し、災害に強い市街地形成を推進する。

また、住宅の耐震性の確保など「新潟県住生活マスタープラン」に基づいた災害に強い住環境づくりを推進する。

## 6 都市景観に関する都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

山並み、河川、海岸、湖沼等の自然的環境や田園風景は、地域の象徴的な景観を構成する貴重な要素である。これらを郷土の原風景として保全及び活用した景観づくりを推進する。

特徴的な建造物やまちなみ、歴史的・伝統的景観、農村景観、地域の産業と関わりのある景観、各地の祭りなど個性的な景観は、地域の魅力を高め、愛着や誇りを醸成する要素であるとともに、来訪者に地域の文化を印象づける重要な要素であることから、地域資源として保全及び活用を図る。

地域特性に応じたきめ細かな景観行政を推進し、行政と地域の住民・団体等の多様な主体との協働を支援する。

### (2) 都市景観に関する方針

#### ① 郷土の代表的な景観資源の保全

本都市計画区域からは、日本海沿岸の樹林地や砂浜、妙高連峰などの山々が眺望でき、市街地近郊には春日山や金谷山などの里山や広大な田園空間が広がっている。また、関川、矢代川などの河川空間は、都市の骨格となる水と緑の景観を構成している。これらは、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図る。

国の重要文化財である浄興寺本堂、登録有形文化財である高橋あめや主屋、料亭宇喜世などの優れた文化財は、景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その文化的景観の調和を図る。

高田城のある高田公園、高田地区の雁木のまちなみ、直江津地区の港町のまちなみ等は、歴史文化や風情を感じさせる郷土景観として保全及び創出を図る。

#### ② 良好な都市景観の形成のための手法

本都市計画区域の特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくために、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図る。また、景観計画に基づいたきめ細かな景観施策に取り組んでいく。

このほか、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観など、景観の保全・形成に向けた諸制度の活

用を検討する。

さらに、地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、行政や地域の住民・団体等の多様な主体が協働して継続的に取り組める体制や仕組み、建築物や屋外広告物などの規制誘導のルールなどの充実を推進する。

## 7 都市環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

美しい県土の自然を将来にわたって守り伝えていくため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりを推進する。

交通や産業など都市活動における二酸化炭素の排出を抑制するとともに、吸収源となる森林や緑地等を積極的に確保し、低炭素型都市の形成を目指す。

都市活動において排出される廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図る。また、エネルギー使用の効率化、再生可能エネルギーの活用などにより、循環型都市の形成を目指す。

### (2) 環境負荷の低減に関する方針

#### ① 低炭素型都市の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低未利用地の活用や高度利用を図り、計画的な土地利用を行う。また、鉄道・バス等の公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進する。さらに、鉄道駅やパークアンドライド施設などの交通結節点の整備や公共交通サービスの強化により、公共交通の利用を促進する。市街地では交通混雑を緩和するため、効率的で効果的な道路ネットワーク整備や、歩行者及び自転車が安心して移動できる環境整備を推進する。また、パークアンドライドなどの交通需要マネジメント施策を推進する。

市街地を取り巻く関川、矢代川、保倉川などの河川緑地や海岸沿岸の樹林地を積極的に保全するとともに、ヒートアイランドの抑制を図るため市街地内の公園・緑地の整備や民有地、公共公益施設の緑化を推進する。

また、住宅等建物の耐久性の向上や省エネルギー化などにより、環境にやさしい住宅の普及を促進する。

#### ② 資源循環型都市の形成

健全な水循環を維持するため、河川や下水道の整備、森林の水源かん養機能の保全、地下水位低下の抑制に配慮した地下水の適正利用を推進する。

下水処理場で発生する汚泥やガス、ごみ焼却場の廃熱などの有効な利活用を推進する。

地域に存在するエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

企業や家庭から排出される廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。

### ③環境負荷の低減に向けた都市計画の対応

環境負荷の少ない都市構造を実現するため、区域区分や地域地区の指定、開発許可制度の運用などにより効率的な土地利用を図る。

主要な交通施設や供給処理施設を都市施設に位置付け、環境に調和し、計画的・効率的な整備を図る。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の活用など、持続可能な都市づくりに向けた総合的な施策の展開を図る。